資料　8

「みえ障がい者共生社会づくりプラン－2024年度～2026年度－」（最終案）について

1　プランの策定の経緯

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」は、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画および児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体とした計画で、国が定めた基本指針等に即して、県が取り組む障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の方向性を明らかにしたものです。

「みえ障がい者共生社会づくりプラン－2024年度～2026年度－」（以下「次期プラン」という。）中間案の策定以降、パブリックコメントで寄せられた意見や障害福祉計画に係る市町との協議・検討等をふまえ、最終案をとりまとめました。

2　次期プラン（最終案）の抜粋

第2章　障がい者施策の総合的推進

第1節　多様性を認め合う共生社会づくり

１　権利擁護の推進

数値目標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
	令和４ （2022）年度	令和８ （2026）年度	
障害者差別解消支援地域協議会設置率	80%	100%	障害者差別解消法で任意設置とされている県および市町の障害者差別解消支援地域協議会の設置率

【関連するＳＤＧｓのゴール】

施策の基本的な方向

障がいを理由とする差別の解消に向け、取組の強化を図るとともに、合理的配慮につながるさまざまな環境整備に取り組みます。

また、障がい者虐待の未然防止と迅速かつ適切な対応を行うため、障がい福祉分野の従事者の権利擁護意識の醸成や市町への支援、事業所に対する啓発・指導等を行います。

さらに、障がい者の選挙権の行使に向けた取組を進めます。

施策の展開

（１）障がいを理由とする差別の解消の推進

① 障がい者差別に関する相談について、相談窓口に寄せられた相談に適切に対応するとともに、相談事例や合理的配慮の好事例等について、三重県障がい者差別解消支援協議会等を通じて事例の検証や情報共有を図り、障がい者に対する差別の解消や未然防止に役立てます。（子ども・福祉部　障がい福祉課）

② 三重県障がい者差別解消支援協議会で構築したネットワークを生かして、関係機関が連携して包括的な相談・紛争解決体制の充実に取り組みます。（子ども・福祉部　障がい福祉課）

③ 県の行政サービスにおいて、合理的配慮の提供が適切になされるよう、職員に対して「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例に基づく職員の対応に関する要領」（三重県職員対応要領）の周知徹底を図ります。（子ども・福祉部　障がい福祉課）

④ 学校教育において、合理的配慮の提供が適切になされるよう、三重県職員対応要領をもとに指導助言を行うとともに、各市町等教育委員会と連携して取り組んでいきます。（教育委員会　人権教育課）

⑤ 市町の相談窓口の適切な運営、市町における職員対応要領に基づく適切な合理的配慮の提供、障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営による取組の推進が行われるよう、市町に対して働きかけや支援を行います。（子ども・福祉部　障がい福祉課）